

21年ぶりに発生した

豚コレラ

九月上旬、名護市で発生した豚の病気が当初、トキソプラズマとパストレルラの合併症と誤診され、法定伝染病・豚コレラであることが分かった。豚コレラと判明してから県の防疫対策は迅速に進められているものの、病名判明までの県の対応はあまりに遅すぎる。「北部で発生する以前に南部でかなり発生していた。南部で食い止めていれば……」という農家の批判の声も聞かれる。県内では二十一年間みられなかった豚コレラはいつごろから発生していたのか、本島全域に広がった被害の原因など行政、農家側の声取材した。

(取材班・伊元 清記者)

こちり特報デスク

86追跡



<43>

南部では五月に発生

速報体制の確立が急務

県の北部畜産保健所(北部家保)に「名護市内で大量の豚が死んでいる」という情報が入ったのは九月九日。早速、北部家保では職員二人を派遣、農家から事情を聴くとともに、死んだ豚を解剖。さらに細菌検査を実施し病名の解明を急いだ。

その結果、トキソプラズマとパストレルラの菌を発見。二つの合併症と見て農家に対し薬品の投与を指導した。薬品投与の結果、一時的に豚の採子は戻ったが、九月十七

日ごろはより悪化する豚の数が拡大した。同家保は農家畜衛生試験場へ報告、ウイルス検査を依頼。同十九日には畜産課長も現場を視察したが、FA抗原によるラベル血清の結果は、ウイルスは見つからず陰性と出た。これと前後して同十六日には、本部町でも同様な症状の豚の病気が発生した。

1,000頭死ぬ

県、トキソとパストレルラの合併症と診断
経営に苦しむ農家

予防注射は豚コレラ菌のウイルスの問題である。豚が病気になるのには、注射を打てるのは種豚農家の限られたといえる。ついでに、近隣の村々、他地域に広がる畜産の汚染に対する、農家の意識の高揚が求められている。

今回の豚コレラのまん延は、安上がり経営のせいで、採子に出たともいえる。さらに、行政の側にも改善すべき点が多い。高知で大量の豚が死亡していたのを行政は把握していたのか。病気の検査体制は確立されているのか。日ごろから伝染病が発生した時の速報体制は確立されているのか。農家に対する防疫指導、啓もう活動は十分か。など、再検討の必要がある。

現在、農水省は豚コレラ緊急防疫対策本部を設け、県内の各地区家保や市町村家保、農家などを対象として

「と、苦しい経営状況を話

問われる県の対応



約六千頭、中・南部約二千頭、約八千頭の予防注射を行う予定。十六日で予防注射は完了することになるが、予定も含め予防注射の頭数は九万八千六百四十三頭となる。

緊急に予防注射を受けた豚は未注射豚であり、県内の豚飼養頭数、約三十一万頭の約三分の一の豚が予防注射を受けてなかった実態が浮き彫りにされたことにもなる。

同本部では「あとしばらく様子を見ないと断言できない」としながらも、予防注射もほぼ終わり、これ以上発生

することはまずないとみてい

る。なお、十四日までの豚コレラ発生頭数は一千六百三十三頭(命令殺一千五百九十頭)、鑑定殺四十三頭。地域別では北部地区一千五百八頭、中部地区三十四頭、南部地区九十一頭。その外、豚コレラと確定はできないが、農家の聞き取り調査では七百七頭が死んでいるという。

61.10.16 タイムス朝刊

豚コレラ鎮静か

9万643頭が予防注射済み

全島で1633頭を処分

本島全島に広がった豚コレラは、十三日以降、新たな発生はない。豚コレラ緊急防疫対策本部(本部長・久手敏農水部長)では、十四日までに約九万頭の予防注射を終え、新たな疑似症状の報告もないことから、これ以上の拡大はないものとみている。一方、感染経路についてはまだ確定

できない。疫学調査を続けている。県畜産課のまとめでは、豚コレラの発生頭数は合計一千六百三十三頭で、発生は北部一地区、中部一地区、南部四地区となっている。十月四日に豚コレラが確定して以来、本島全島で家畜防疫員の立ち入り調査と、未注射豚の緊急予防注射が行われ

る。北部地域では約六千頭の未注射豚が残っているが、十六日中には注射を終える予定。

これまでの発生地区は、名瀬市済井出、本部町刃名地、具志川市具志川、糸織市原波、阿波根、東風平町志多伯、南風原町喜屋武の合計七地区。現在移動制限が行われている。

発生頭数は北部千五百八頭、中部三十四頭、南部九十一頭で、合計千六百三十三頭。内訳は千五百九十頭が殺処分(すでに死亡したものを含む)され、四十三頭が鑑定殺された。

61.10.17 タイムス朝刊

豚コレラ

また472頭を処分

北部地域で潜伏ウイルス発見

豚コレラが発生していた名瀬市と本部町の養豚地で、体内にウイルスが潜伏していた豚四百七十二頭に豚コレラが確認され、十六日付で殺処分命令が出された。継続発生したのは名瀬市済井出の養豚地(三農家)と本部町字

刃名地の一農家。これらの地区は十月四日に豚コレラが確認され、移動禁止措置とともに未接種豚への予防注射が行われた。しかしその後、ウイルスが潜伏していた豚に症状が出た。これで豚コレラによ

る殺処分頭数は県内で合計二千五百頭となった。県畜産課の説明によると、感染した直後でも予防注射をすれば体内でワクチンが増殖し、効果が出ることもあるが、今回はトキソプラズマやパス

ツレラと併発しており、豚の抵抗力が弱っていたために発病したという。中南部地域での継続発生は今のところない。また、十六日までに未接種豚への予防注射はほぼ完了し、県家畜衛生試験場への鑑定依頼もないことから、畜産課では他地域での新たな発生、汚染地域での続発もないだろうとみている。

ツレラと併発しており、豚の抵抗力が弱っていたために発病したという。中南部地域での継続発生は今のところない。また、十六日までに未接種豚への予防注射はほぼ完了し、県家畜衛生試験場への鑑定依頼もないことから、畜産課では他地域での新たな発生、汚染地域での続発もないだろうとみている。

発生豚舎には当分の間、常時、家畜防疫員の立ち入り検査が続けられる。その結果、異常がなければ移動制限告示日から約三週間程度制限は解かれる見込み。

61.11.20 新報

豚コレラ 県43日ぶり終息宣言

移動制限を全面解除

発生から四十三日ぶりに豚コレラの終息宣言。県は十九日付の公報で、豚の法定伝染病・豚コレラに関する移動制限を全面的に解除する告示を行った。緊急予防注射の実施、疫学調査、血液検査などの結果、患豚がゼロになったというのが解除理由。県農水部では今後の対策として、予防接種の徹底、検査体制の再整備、衛生知識の普及啓蒙を強化する。とりわけ、繁殖豚農家に対する予防接種の指導強化、肥育豚農家には未接種豚は購入手控えを働きかけていくことにしている。なお、感染経路については、現在も解明されていない。

今後は予防接種を徹底

十月六日、県内で二十一年ぶりに発生した豚コレラは、震源地の名護、本部の北部地域から、中南部地域まで広がり、七市町村で二千八百二十頭が患した。うち、命令殺二千五十六頭、鑑定殺四十九頭、死亡七百七頭だった。

農家へ対する国からの補償額は約一千三百万円。国の補償は命令・鑑定殺だけが対象

で、しかも、評価額の三分の一。実質的な農家の直接被害は五、六千万円とみられている。この直接被害に県などの防疫費まで含めると被害はかなりの額になりそう。

県農水部では、家畜伝染病予防法に基づいた移動制限措置を取るとともに、久手堅憲信農水部長を本部長とする「豚コレラ緊急対策本部」を

設置した。緊急予防注射を九万六千九百八十二頭に実施、養豚農家の巡回立ち入り検査などを行ってきた。そして、緊急予防注射の実施状況、周辺農家の衛生状況および疫学調査、血液検査などを詳細に検討、特に豚コレラの予防注射による免疫の産生状況から

今後、当疾病のまん延は防止できる一と判断、制限の解除

・終息宣言となった。発生から終息まで獣医ら延べ千余人が動員された。

十九日午後、終息を発表した久手堅部長は、再発防止に向けて、予防接種の徹底を図るなど、今後の対策も明らかにした。とりわけ、繁殖豚農家の実態を把握し予防接種の必要な豚の数、接種時期がすぐわかるような指導の強化、肥育豚農家への未接種豚

の購入手控え、やむを得ず購入した時は、隔離し直ちに予防注射を受ける一などの指導強化を強調していた。

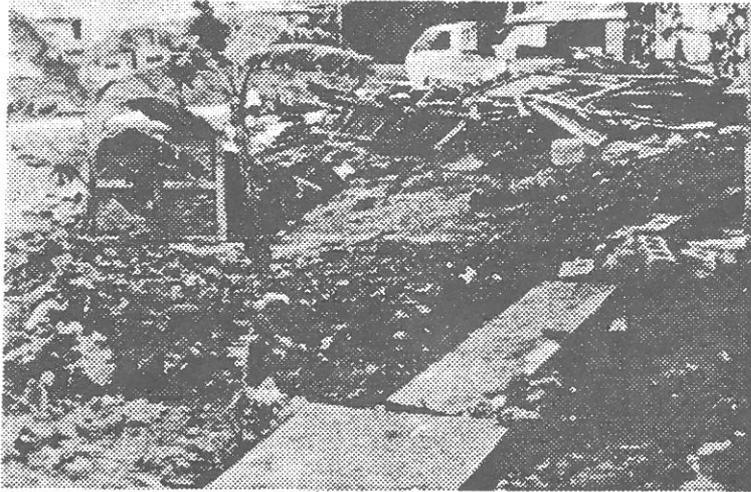
豚の移動制限を解除

豚コレラ終息宣言

県農水部 命令殺などに補償

先月、全県にまん延した豚コレラは、その後発生がなく、予防注射も行きわたったとして、県は十九日付で発生地域からの移動制限を全面解除する告示をした。十月六日の発生告示以来、四十三百目の終息宣言。この間、発生頭数は合計二千八百十二頭で、約五千万

円の直接被害となった。感染経路については「県外から持ち込まれた可能性が高い」（畜産課）と、結局、特定できなかった。県農水部では今後、予防注射の徹底を呼びかけるほか、飼養状況を確実に掌握するため繁殖豚農家を登録制にすることを検討している。



豚コレラが発生した農家。発生豚は穴を掘って消毒をした後に埋められた（手前）＝10月9日、具志川市内

豚コレラの初発は、北部地域で八月上旬にあった。しかし、豚コレラと症状の似ているトキソプラズマ症やパスツレラも併発していたため、県家畜衛生試験場で判定したのは十月に入ってから。その後、中部、南部地域でも発見された。豚コレラは感染力の強い法定伝染病で発生地域には移動制限がかけられた。

一方、行政側は県段階で豚コレラを判定する機能を備えていなかったため国に判定を依頼。また、市町村や農協では、飼育農家を掌握してなるべく緊急予防注射の徹底や疫学調査を困難にした。

ために、繁殖豚農家を登録制にし、肥育豚農家に対しては未接種豚の購入を避けるよう呼びかけるの立ち入り検査などの疫学調査を徹底し、指導機関の家畜伝染病に対する再認識と教育を強化する。検査体制の再整備を図るなどの対策をとり、伝染病の発生予防に努めていく。

対策が遅れ、まん延にまで至った原因は、豚コレラが二十二年間も発生しておらず、農家と行政の双方に認識の甘さがあった。予防注射が義務づけられているにもかかわらず、県内の接種率は約六割で、しかも発生農家は当初、自家治療で解決しようとした。

これらの反省に立って、県では①予防注射率を上げるた

昭和の二年

□6□

八十六年は、沖繩を含め、たわが国産菜が、体質改善を強く迫られた年だった。

夏場の長期干ばつは、基幹作物のサトウキビの生産量は復帰後最高の百七十四万トンを記録したが、宮古島ではプリックスが前年に続き低下、製糖歩留まりは平均一・三九%の低水準にとどまった。宮古の不振は調査の結果、主な要因は気象とされたが、栽培技術や管理面の人的要因が品

迫られた体質改善

熱帯果樹 本土出荷に自信

夏場の長期干ばつは、農産物に大きな打撃を与えた。特にサトウキビは、島を中心に水事情の悪い地域で、枯死やロール現象、イナゴの発生で今期の収穫は三十五万ト(昨年の二割)、八十億円の減収となる見込み。そんななかで、今期産キビの農家手取り額は、トン当たり二万一千四百七十円で三年連続の増え

農 業

置きとなった。しかし実質的には最低生産者価格が七

十円削られ、将来に向けて不安要素を残した。

今年政府による農産物価格は軒並み引き下げか据え置かれた。背景には、価格政策から構造政策への転換という大きな流れがあり、沖繩農業もこれに沿って体質改善をより一層進める必要性に迫られた年であった。

豚コレラが発生、一方、昨年から始まった急激な円高は、地域基幹作物のバインを危機に陥れた。缶詰価格の内格差が広がり、県内産は販売環境が極度に悪化。今期換算も危ふまれた。このため、生産者とパッカーが協議し、

豚コレラは、配合飼料の値下がりにつながり、畜産農家の生産コストを引き下げた点ではプラス材料となった。しかし、これが全国的な肉豚の生産過剰を招き、豚価は二年連続で、しかも前年以上に激しく暴落した。畜産部門での事件として三社三工場に合理化、生産は、二十一年ぶりの豚コレラ大きく左右されており、

円高は、配合飼料の値下がりにつながり、畜産農家の生産コストを引き下げた点ではプラス材料となった。しかし、これが全国的な肉豚の生産過剰を招き、豚価は二年連続で、しかも前年以上に激しく暴落した。畜産部門での事件として三社三工場に合理化、生産は、二十一年ぶりの豚コレラ大きく左右されており、

産形態も果汁を増やし、ジュース主導形への転換策を打ち出した。だがその後、輸入自由化の外圧に押され、農水省はこれまで輸入実績のなかつたバイン果汁五百トンの輸入を決めた。半分は沖繩側に割り当てられているものの、今後、輸入枠が狭められる保証はなく、果産を圧迫していく不安が残

ラの発生があった。十月初旬に北部の二地区で発生したのを皮切りに、中、南部にも飛び火。合計千八百十二頭が患い、死亡した。感染原は結局、究明されなかつた。二十年來発生がなかったため、行政、生産者に気のゆるみがあったことが一つの要因と見られる。また、宮古群島で続けられている

ウミバエの根絶事業は、ほぼ根絶状態に近づき、二月一日付で県条例を改正、同地域が防除地区に指定された。さらに十一月からは本島でも不妊虫放飼が始まり、事業は本格化した。

根絶事業の進展に伴い、マンゴー、パパイヤ、ピブなど果樹類の生産意欲が高

かった。家畜防疫に対する意識の低さも改めて問われた。

順調なミハ工根絶 園芸部門では、花きが順調に伸びた半面、野菜が不調に終わった。冬春期野菜は、春先の低温で生育が遅れ、出荷が後半にずれ込んだ。依然として気象要因に

夏場の長期干ばつは、基幹作物のサトウキビの生産量は復帰後最高の百七十四万トンを記録したが、宮古島ではプリックスが前年に続き低下、製糖歩留まりは平均一・三九%の低水準にとどまった。宮古の不振は調査の結果、主な要因は気象とされたが、栽培技術や管理面の人的要因が品

夏場の長期干ばつは、農産物に大きな打撃を与えた。特にサトウキビは、島を中心に水事情の悪い地域で、枯死やロール現象、イナゴの発生で今期の収穫は三十五万ト(昨年の二割)、八十億円

の減収となる見込み。そんななかで、今期産キビの農家手取り額は、トン当たり二万一千四百七十円で三年連続の増え

夏場の長期干ばつは、基幹作物のサトウキビの生産量は復帰後最高の百七十四万トンを記録したが、宮古島ではプリックスが前年に続き低下、製糖歩留まりは平均一・三九%の低水準にとどまった。宮古の不振は調査の結果、主な要因は気象とされたが、栽培技術や管理面の人的要因が品

夏場の長期干ばつは、基幹作物のサトウキビの生産量は復帰後最高の百七十四万トンを記録したが、宮古島ではプリックスが前年に続き低下、製糖歩留まりは平均一・三九%の低水準にとどまった。宮古の不振は調査の結果、主な要因は気象とされたが、栽培技術や管理面の人的要因が品

夏場の長期干ばつは、基幹作物のサトウキビの生産量は復帰後最高の百七十四万トンを記録したが、宮古島ではプリックスが前年に続き低下、製糖歩留まりは平均一・三九%の低水準にとどまった。宮古の不振は調査の結果、主な要因は気象とされたが、栽培技術や管理面の人的要因が品



豚コレラ発生について村内の対応

大里村囑託獣医師 饒平名 知 市

昨年（昭和61年）の9月末の新聞報道によると、北部地域で豚の不明疾病が発生し、かなりのへい死豚が出ているとの記事があった。これに先だち南部地域でもトキソプラズマ病と肺炎が流行し、少からぬ被害をもたらしているとの衛生情報があつた。そこで、もしこの疾病が村内にでも侵入したら、養豚農家におよぼす損害は甚大な結果になると考えた。

そこで、養豚農家が各自の立場で衛生管理を万全にし、消毒の徹底を図るとともに私自身、予防対策9項目を作成し、「大里村農協だより」に掲載して衛生思想の啓蒙に努めた。また、養豚部会長名で文書を部会員に発送し、自衛防疫に万全を期する対策を講じた。

その後、10月の声を聞くまで豚の病気のこと等で気の休まる時はなく、いつ村内にということでは気は張りつめていた。

そして、10月4日、法定伝染病である豚コレラが北部地区で発生し、確認され逐次中南部地区にまで蔓延し沖縄本島全域にまたがって2,812頭が発生した。

県においては、「豚コレラ緊急防疫対策本部」が設置され、県内の豚に対し緊急予防注射が実施された。

大里村は豚コレラ発生地の東風平町と南風原町に隣接し、殊に南風原町の発生豚舎は、村の境界線近くにあつて村内への侵入の可能性も強いことから防疫指導の徹底を図った。

村内の予防注射は、6日間で家畜防疫員16名が動員された。村内の対応は村経済課、農協の生産販売課の課長を初め、全課員が動員され、又村養豚部会では、会長を初め部員は交互に出動し、一刻を競う予防注射に全面協力し、5,576頭に予防注射が実施された。その外の予防対策として、豚舎の消毒、踏込槽の設置、豚舎周辺の清掃、豚舎への出入り制限等の衛生思想の普及も図られたのである。

養豚農家の財産である豚は、養豚農家自らが守っていくという前提のもとに、豚コレラ発生防止に対し、中央家畜保健衛生所の絶大なる指導のもとに村民の力を最大限に結集して防圧に努めたのである。なお、これらの強力なる普及徹底を図るために、村公報誌「おおざと」と、「大里村農協だより」に、3ヶ月にわたって、豚コレラの発生状況や、予防措置、今後の防疫対策等について掲載し啓蒙に努めてきた。

県の緊急防疫対策の完全実施に伴い10月6日の発生告示から44日目の11月19日に終息の告示がなされた。

しかし、「災害は忘れた頃にやってくる」の譬えで、何時、どこで再発するか判らないので、今後は予防注射と消毒を最重点において、防疫対策を強力に実施していかなければいけないと思う。

養豚農家全体が互いに協力し、そして連帯の輪を結び、村内の養豚を健全な形で守り通して行く気構えを持つことが大事であるということを今更ながら思いを大にした次第である。

21年ぶりの発生をみた豚コレラについての提言

開業獣医師 稲 福 菊太郎

昭和61年9月22日、23日の沖縄タイムス報道によると、北部地区の養豚農家で疫病が集団発生した。県農林水産部畜産課は22日トキソプラズマ症とパスツレラの併発により20日まで376頭死亡又は処理され、疫病は8月上旬から名護市の2農家、本部町の1農家で発生した。いずれも南部地域の素豚業者から購入しており、そこが感染源だとみられる。しかし、その後検体を国の家畜衛生試験場に送り検査した結果、10月4日豚コレラの併発と診断され、県は10月6日付で豚コレラ発生を告示した。県は11月19日付発生告示以来44日目に終息宣言し、発生地域からの移動制限を全面解除する告示をした。この間の発生頭数合計2,812頭であるとされている。そこで今回の豚コレラ集団発生にまで発展した事について考えて見たい。

1. 農家の自家治療による関係機関への発生報告の遅延

先ず集団発生にまで発展したのは県内では昭和40年以来20年余年間豚コレラの発生がなかったため養豚農家が豚の病気に対する認識不足により安易に自家治療を行っている。現在豚の病気も多様化傾向で単一の病気ではない場合が多く見受けられ、技術者でさえ診断を下し難い場合がある現状であり、まして農家自体判断出来ず、幾つかの薬品を使用し経済的損失を多くし、病気を悪化蔓延せしめて市町村又は家畜保健衛生所への報告を忘れていた現況である。

2. 予防注射の不徹底

前述のとおり20余年にわたり豚コレラの発生が県内で無かったため、養豚家の豚コレラ予防接種に対する関心の欠如が豚コレラの侵入をゆるし、集団発生を生んだ原因の1つではないか。繁殖経営農家は子豚を家畜セリ市場に出荷する手段として予防接種を実施しているように思われる。発生前までは一貫経営農家及び養豚団地での飼育者は殆んどが予防接種を実施していないからである。

戦後長年にわたり豚コレラの発生に悩まされていた養豚家も現在使用されている生ワクチンの出現により豚コレラの発生を未然に防止し、養豚家は安心して経営が出来るようになった。

しかし、現在の養豚家は豚コレラを見たこともなければ症状も判らず、その恐しさや経済的損失の大きさも知らないのである。豚コレラの予防は徹底した予防接種の実施以外にない。

3. 衛生管理面の不備

畜舎内外の清掃消毒、衛生害虫の防除に努め踏込槽の設置並びに薬液の定期的交換、外来者の出入制限は疾病予防に欠くことの出来ない基礎的条件である。踏込槽は設置されているが消毒液の入っていないものや、薬液の入れ替えがなされていないもの等が良く見受けられる。特に養豚団地においては、団地入口及び各棟毎に設置し、1棟を2名以上で使用している場合は各飼育者毎に設置し、常に使用を忘れない注意が必要であるがそれがなされていないケースが往々にしてあった。発生後は徐々に改善されつつあるが未だ充分ではないと思える。

4. 家畜商への警戒

今回の豚コレラの発生には家畜商が介入しているとのことであるが、セリ市場価格よりも安値だからとの理由で、庭先取引での購入は往々にして、様々の病原体で汚染された素性の判らない豚が入る機会があるので万全の注意が必要である。

5. 導入豚の隔離観察

肥育経営農家においては新たに導入した子豚は輸送による疲労、集団による争い、環境の急変などによって病気にかかり易いから、多頭飼育経営では肥育豚舎と離れた場所に隔離豚舎を設けておいて、最低3週間の観察を行って、異常のないことを確認して肥育豚舎に移すことが必要である。3週間の隔離観察中に出来れば回虫などの寄生虫駆除、豚コレラ、豚丹毒のワクチン未接種豚へのワクチネーションをしておきたいものである。

今回の発生を見るかぎり、以上の基本事項を守ってない事が本病の蔓延と初動防疫を難かしくした感がある。

以上が今回の豚コレラ発生状況を見ての感想であるが、養豚家は豚コレラを疑う病豚を発見したときは、自分の被害を最小限に抑えることは勿論、他人の豚に伝播するのを防止するため、一刻も早く家畜保健衛生所か関係市町村に届出をし、家畜防疫員の指示を受けなければならない。この指示を遵守し、くれぐれも異常豚をひそかに売り払ったり、他の場所へ移動するようなことは病原体を散逸させる結果になるので絶対にやってはならないことである。

豚コレラの迅速診断と対応の一助に

沖縄県農業共済組合連合会名護家畜診療所 高坂嘉孝

今回北部において発生をみた豚コレラは、当初不明疾病とされ、1986年9月9日の初動から10月4日の病名判明まで1月近くを要した。同様疾病が中南部でも数ヶ月前より発生していながら、このように診断が遅れたのは種々の要因があったためである。本病の今後の発生を許してならないのは勿論であるが、今回発生した豚コレラは、我々が従前より抱いていた本病のイメージとはかなりの相違点があったことは事実であり、将来における万が一の発生の場合、速かな診断と対応を行う一助とするために、若干の考察を加え参考に供したい。

本邦における豚コレラの記述では、本病は強い伝染力・激甚な症状・非常に高率な死亡率・比較的明瞭な病理所見を特徴とする急性熱性敗血性伝染病とされている。しかし今回のものは、緩慢とも云える伝播、一豚群の発症から隣接する豚群への拡大に相当の時間を要したこと、発症から生存不能の状態もしくは死に至るまで長い経過をたどること、症状が他の細菌性疾病との重複により多種多様であること、必ずしも発症から死の転起をとらないこと、剖検上教科書的に知られる脾の梗塞・扁桃の潰瘍・リンパ節の充出血をみとめる頻度が極端に少なかったこと等、最終判断となるウイルス学的診断の前段階で、判断を誤る材料が多かったのも事実である。しかし、共通する症状・所見を結びつけ、十分な経過観察をすることで、かなり早い段階で豚コレラを疑

いうる材料を提供しているとも云える。また、豚群によっては日常的に多量の抗生剤・サルファ剤を投与されていることが多く、合成ペニシリン・SDDS剤の新たな投与により、診断的治療の意味から2—3日後好転例が全くみられない場合は、豚コレラを念頭に置いたウイルス性疾患の検索が最も急がれるべきであろう。

外国の成書では、豚コレラは慢性疾病の様相を呈する発生が主であるとのことである。このことを裏づける所見を示す剖検例があったのでここに紹介したい。

1986年9月23日、種豚1頭肉豚2頭を剖検した。そのうち種豚1頭は細菌性疾患の合併がなく、本疾病を特徴づける貴重な1例と思われた。これと前後して剖検した病豚の所見を次の表に示す(別表)。全例に程度の差はあるが、全身リンパ節の腫脹・充出血がみられた。以下種豚No2について、肉眼所見・組織所見・臨床症状との関連で記述する。

本例の体表リンパ節は著しく腫脹し、多くは鶏卵大あるいはそれ以上であった。全体に水腫性で、辺縁部は若干出血性であった。肉眼的には壊死病変部はみられなかった。各臓器付属リンパ節はほぼ同様であったが、出血傾向はみられなかった。組織的には辺縁洞を中心とする軽度出血、リンパ小節の顕著な萎縮がみられた。全領域での細網細胞の増数、リンパ小節でのリンパ球の著しい減少とプラズマ細胞への置換、結果としてのリンパ小節の不明瞭化であった。

脾は体格に比して萎縮性で表面にやや境界不明瞭な小黒色斑を散在するが、必ずしも辺縁のみに限局せず、表面からの突出隆起は殆どみられないか、極く軽度であった。これの断面は楔状を呈し、既に中心部は灰白色化壊死に陥っているのが多く、明らかに経過の長い出血性梗塞であることを示している。豚の脾の汜胞は通常甚だ明瞭であるが、本例は甚だ不明瞭であった。組織的には汜胞はリンパ節と同様の傾向を示し、梗塞部は明らかに出血により実質と境界を示し中心部は変性融解性であった。出血病変は軽微であった。

盲結腸粘膜は全体に浮腫性に肥厚し、脆弱で、微細な灰白巣を散発していた。組織的には、粘膜固有層の増殖および巣状壊死、リンパ小節の著しい萎縮があった。出血病変は軽微であった。扁桃は外見上全く変化をみないが、組織的にはプラズマ細胞によって完全に置換されていた。肝は肉眼的には著変はないが、組織的にはプラズマ細胞の浸潤増殖による間質の増幅、偽胆管の形成、小葉中心性の変性壊死、著しい脂肪変性・胆汁色素沈着、内皮細胞の活性化、星細胞の腫大がみられた。

腎も肉眼的変化に乏しかったが、組織的に間質特にボウマン氏のう周囲で著しいプラズマ細胞の浸潤増殖がみられた。

脳では、リンパ様細胞を主とし、マクロファージの参加もある囲管性細胞浸潤が特徴的であるが、全域における重度の神経細胞変性と散在するグリアの結節性増殖がみられた。脳軟膜の軽度の充出血とプラズマ細胞マクロファージの浸潤をみとめた。肺小気管支周囲のリンパ小節の萎縮不明瞭化がみられた。本例は組織学的にも血管病変が極めて軽微で、全身的な出血性病変の発現が弱かったことを裏づけていた。ボタン状潰瘍は腸粘膜の変性壊死と重度の血管病変とが重複して形成される。本例ではボタン状潰瘍は形成され得なかった。また、脾梗塞やリンパ節の充出血

の程度を説明する材料である。

このように軽微な血管病変で終止したことは、多くの発症例が緩慢な発症経過をたどり体外へのウイルス排泄量が少なく、ために弱い伝染力であった大きな理由としてとらえられよう。

従来からの豚コレラの特徴とされる変化と合致する数少ない所見は、脳の変化と、全身リンパ組織でのリンパ装置の顕著な萎縮とリンパ球からプラズマ細胞への置換であった。

リンパ装置の変化は感染初期における明らかなリンパ球減少による白血球減少症を、またウイルス感染以前および以後における細菌感染による多様な病状発現を示すものと云えよう。

特に以上の点に留意することで、類似疾病発生の際は、経過・症状の把握、血液検査、系統的な剖検組織検索により類症鑑別を早期にできるものと思われる。

別表 病豚の解剖所見

症例	No	剖 検 所 見	剖検月日
種 豚	1	膀胱粘膜の出血斑	9/17
	2	脾の出血性梗塞	9/23
		脾の萎縮	
		脾濾胞の不明瞭化	
		壊死性大腸炎	
豚	3	出血性壊死性大腸炎	9/30
	4	脾の萎縮 肺充血	9/30
肉 豚	1	大腸のボタン状潰瘍	9/19
	2	壊死性大腸炎 胸膜肺炎 脳軟膜充血	9/23
	3	壊死性大腸炎 ジフテリー性小腸炎	9/23
全例に共通して全身リンパ節の腫脹・充出血			